

はなさく変額保険

変額保険（有期型）

契約概要

注意喚起情報

契約締結前交付書面 （契約概要・注意喚起情報）

当冊子は、ご契約に際しての重要事項が記載されています。
ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、
お申込みください。

契約概要

ご契約の内容等に関して特にご確認いただきたいことを記載しています。

注意喚起情報

特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。



**この商品は、はなさく生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。**

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

「ご契約のしおり・約款」をご覧になる場合は、はなさく生命ホームページから確認できます。
確認方法の詳細は裏表紙をご確認ください。



はなさく生命

日本生命グループ

契約概要

ご契約内容等に関する確認事項

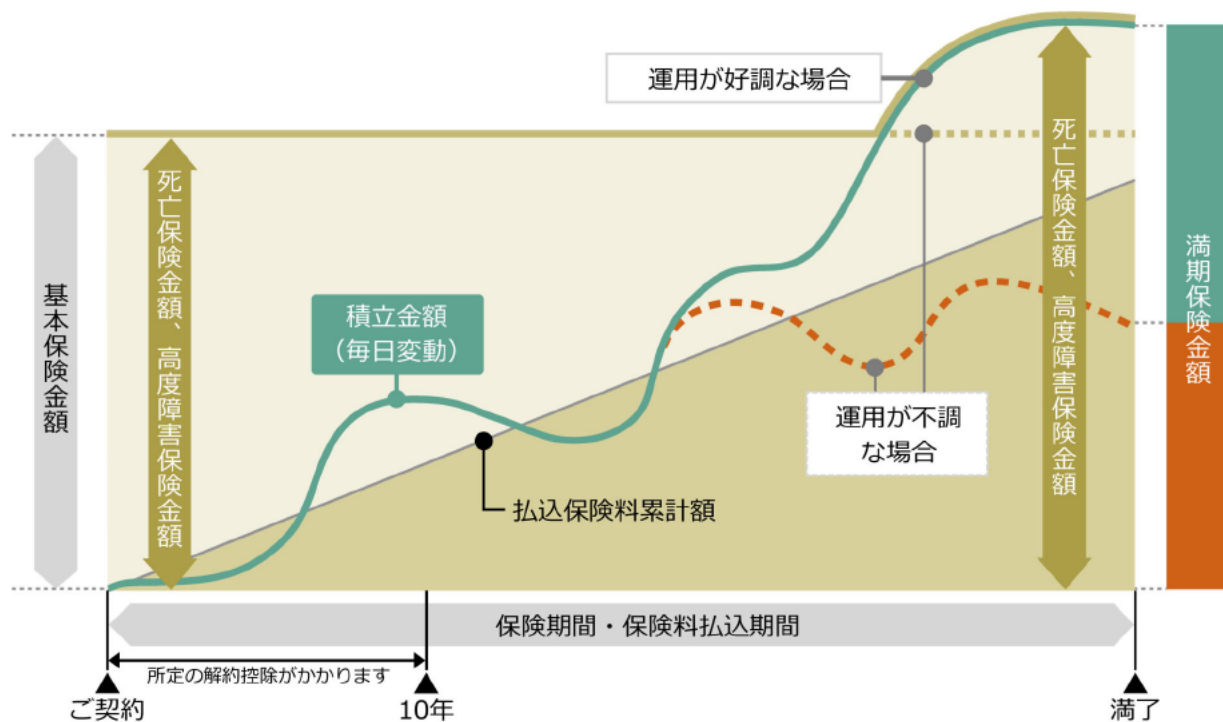
この「契約概要」には、ご契約の内容等に関して**特にご確認いただきたいこと**を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「契約概要」に記載の保険金の支払事由や保険金等をお支払いできない場合等は、概要や代表事例を示しています。
- 保険金の支払事由や保険金等をお支払いできない場合等の詳細、および主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

1 商品のしくみ

- この商品は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額および解約払戻金額等が変動（増減）するしくみの変額保険です。
- 死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときは、基本保険金額または保険金の支払事由に該当された日の積立金額のいずれか大きい金額を、死亡保険金または高度障害保険金としてお支払いします。
- 保険期間満了時まで生存されていたときは、保険期間満了日の積立金額を満期保険金としてお支払いします。（**満期保険金に最低保証はありません。**）

■ 変額保険（有期型）



※保険期間満了時には、満期保険金の一時金でのお支払いに代えて、年金でお支払いすることや、定額払済終身保険に変更することができます。（保険期間満了時に取扱いがある場合に限りです。）

※上記の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額等を保証するものではありません。

＜障害・介護保障特則による保障の充実＞

- 主契約に障害・介護保障特則を適用することにより、所定の身体障害状態や要介護状態に該当された場合の保障内容を充実させることができます。この特則を適用した場合、高度障害保険金に代えて、障害・介護保険金をお支払いします。

※お申込みいただく保険契約の基本保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込経路、保険料払込回数、保険料等については申込書（情報端末上の申込画面を含みます。）の該当箇所を必ずご確認ください。



- お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結や維持、基本保険金額の最低保証に必要な費用等にあてられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。
- 特別勘定資産は、主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されるため、この保険には資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替リスク、カントリーリスク、流動性リスク、派生商品（デリバティブ）取引のリスク等があります。これらのリスクは契約者に帰属し、**契約者に損失が生じるおそれがあります。**
- **満期保険金額、解約払戻金額等が、払込保険料の累計額を下回る場合があります。（満期保険金額および解約払戻金額に最低保証はありません。）**

2

保障内容

- この商品で支払われる保険金は、次のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**なお、特則・特約については、ご契約に適用または付加されている場合の取扱いとなります。
- 高度障害保険金、障害・介護保険金のお支払いは、原因となる傷病が責任開始時以後に生じた場合に限ります。

	保険金名称	支払事由の概要	支払額	受取人
変額保険（有期型）【主契約】	死亡保険金	死亡されたとき	基本保険金額または 支払事由に該当された 日の積立金額の いずれか大きい金額	死亡保険金受取人
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき		被保険者
	満期保険金	保険期間満了時まで生存されたとき	保険期間満了日の 積立金額	満期保険金受取人

＜障害・介護保障特則を適用する場合＞

	保険金名称	支払事由の概要	支払額	受取人
変額保険（有期型）【主契約】 【障害・介護保障特則適用】	死亡保険金	死亡されたとき	基本保険金額または 支払事由に該当された 日の積立金額の いずれか大きい金額	死亡保険金受取人
	障害・介護 保険金	次のいずれかに該当されたとき ①所定の高度障害状態になられたとき ②身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき ③公的介護保険制度による要介護1以上に該当していると認定されたとき		被保険者
	満期保険金	保険期間満了時まで生存されたとき	保険期間満了日の 積立金額	満期保険金受取人

※公的介護保険制度による要介護認定は満40歳以上の方が対象となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。（2024年10月現在）

※39歳以下の保険期間においてお払込みいただく保険料には、将来の介護保障に対する保険料部分も含まれていますが、この部分は特別勘定に積立てられ運用されます。

	保険金名称	支払事由の概要	支払額	受取人
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	指定保険金額 ^(※1) から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額 ^(※2)	被保険者

(※1) 指定保険金額とは、基本保険金額のうちリビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金の請求の際に指定した金額のことをいいます。

(※2) 請求日の積立金額が基本保険金額を上回る場合は、その差額に基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額を上記の支払額とあわせてお支払いします。

■ 保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。

■ 保険料払込免除特約は、特定疾病の型を次のいずれかからお選びいただきます。

保険料の払込みの免除事由の概要			
保険料払込免除特約	特定疾病の型	3大疾病Ⅰ型 3大疾病Ⅲ型	がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき
			心疾患で所定の入院をされたときまたは手術を受けられたとき
			脳血管疾患で所定の入院をされたときまたは手術を受けられたとき
		特定8疾病・臓器移植Ⅰ型 特定8疾病・臓器移植Ⅲ型	肝硬変で1日以上入院または通院をされたとき
			慢性膵炎で所定の手術を受けられたとき
			慢性腎不全で所定の人工透析療法を受けられたとき
			糖尿病で所定の事由に該当されたとき
			高血圧性疾患に関連する動脈疾患で所定の事由に該当されたとき
			所定の臓器移植を受けられたとき

■ 保険料払込免除特約の付加にかかわらず、不慮の事故による所定の身体障害状態^(※3)になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

(※3) 障害・介護保険金の支払対象となる所定の身体障害状態とは保障範囲が異なります。

保障内容に関してご留意いただきたい点

■ 主契約・特約について特にご留意いただきたい点は次のとおりです。

変額保険（有期型）【主契約】について

- 死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金は、重複してお支払いしません。障害・介護保障特則を適用している場合は、死亡保険金、障害・介護保険金および満期保険金は、重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金または障害・介護保険金をお支払いした場合には、保険金の支払事由に該当した時から、ご契約は消滅します。

リビング・ニーズ特約について

- リビング・ニーズ保険金の指定保険金額の限度は、基本保険金額の範囲内、かつ、同一の被保険者につき他のご契約と通算して3,000万円以内の金額です。

- リビング・ニーズ保険金の請求日が、保険期間満了前1年以内のご契約については、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。
- リビング・ニーズ保険金は1回限りのお支払いとなります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、リビング・ニーズ特約は消滅します。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、ご契約はリビング・ニーズ保険金の請求日に消滅または減額されたものとします。

保険料払込免除特約について

- 特定疾病の型に応じて、次のいずれかの保険料の払込みの免除事由に該当したときに以後の保険料の払込みを免除します。（Ⅰ型は「3大疾病Ⅰ型」「特定8疾病・臓器移植Ⅰ型」、Ⅲ型は「3大疾病Ⅲ型」「特定8疾病・臓器移植Ⅲ型」をいいます。）

疾病等の種類	保険料の払込みの免除事由の概要	
がん (上皮内がんを含む)	責任開始時以後に初めて所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき (責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します)	
心疾患	Ⅰ型	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	Ⅲ型	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
脳血管疾患	Ⅰ型	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	Ⅲ型	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
肝硬変	所定の肝硬変と診断され、その治療のため、1日以上入院または通院をされたとき	
慢性膵炎	所定の慢性膵炎と診断され、その治療のための手術を受けられたとき	
慢性腎不全	所定の慢性腎不全と診断され、その治療のための永続的な人工透析療法を受けられたとき	
糖尿病	①所定の糖尿病と診断され、その治療のためのインスリン治療を継続180日以上受けられたとき ②所定の糖尿病性網膜症の治療のための手術を受けられたとき ③所定の糖尿病性壊疽の治療のための切断術を受けられたとき	
高血圧性疾患 に関連する動脈疾患	高血圧性疾患を発病し、 ①所定の動脈瘤等の治療のための手術を受けられたとき ②所定の動脈瘤等が破裂したと診断されたとき ③所定の四肢の動脈閉塞症の治療のための血行再建手術を受けられたとき	
臓器移植	心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての所定の移植術を受けられたとき（被保険者が受容者の場合に限りです）	

- がん（上皮内がんを含む）による保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合に以後の保険料の払込みを免除します。

3 保険期間・保険料等

- 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は、それぞれ次のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
・年満期 ・歳満期	・保険期間と同一	・月払（年12回払込み） ・年払（年1回払込み）	・口座振替扱 ・クレジットカード扱

4 解約払戻金

- この商品の解約払戻金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。
- 解約払戻金額は、解約に必要な書類を当社が受付けた日の翌営業日（解約日）の積立金額を基準に計算します。ただし、解約日における保険料の払込年月数^{（*1）}が10年未満の場合は、積立金額から解約控除額^{（*2）}を差引きます。
（*1）年払の場合は、保険料の払込年月数と経過年月数のいずれか短い年月数となります。
（*2）解約控除額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数等により異なります。
- **解約払戻金額は、払込保険料の累計額を下回る場合があります。（最低保証はありません。）**特に、ご契約後短期間で解約をされたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 特約については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

5 契約者配当金

- この商品に、契約者配当金はありません。

6 特別勘定

- この商品では、保険金等の原資となる積立金を運用するため、特別勘定を設定し、他の保険種類の資産とは区分して、特別勘定資産の管理・運用を行います。
- この商品には運用方針等が異なる複数の特別勘定があり、ニーズにあわせて選択し、組み合わせることができます。

特別勘定の種類および運用方針

- 特別勘定は、主として国内外の株式・債券等を対象とする投資信託を利用して運営されており、次の特別勘定から運用対象をご選択いただけます。
- 特別勘定ごとに保険料を繰入れる割合を1%単位で指定して、自由に組み合わせることができます。
- ご契約後に、保険料を繰入れる特別勘定やその繰入割合を変更することが可能です。また、すでに積立てられた特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転^(※1)することも可能です。
- 特別勘定の種類、運用方針等は次のとおりです。

(2025年1月現在)

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	運用方針	運用会社
バランス50型	ニッセイインデックスバランス（標準型）SA （適格機関投資家限定）	主として日本を含む世界各国の株式および債券に投資を行い、分散投資を通じて資産の中長期的な成長を目指します。株式の基本資産配分を50%とします。原則として、為替ヘッジを行いません。基本資産配分は、国内株式30%、外国株式20%、国内債券35%、外国債券10%、短期金融資産5%とします。 ^(※2)	ニッセイ アセットマネジメント 株式会社
バランス70型	ニッセイインデックスバランス（外国株式重視型）SA （適格機関投資家限定）	主として日本を含む世界各国の株式および債券に投資を行い、分散投資を通じて資産の中長期的な成長を目指します。株式の基本資産配分を70%とします。原則として、為替ヘッジを行いません。基本資産配分は、国内株式30%、外国株式40%、国内債券15%、外国債券10%、短期金融資産5%とします。 ^(※2)	ニッセイ アセットマネジメント 株式会社
国内株式型	ニッセイ国内株式インデックスSA （適格機関投資家限定）	主として日本の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する成果を目指します。	ニッセイ アセットマネジメント 株式会社
国内株式アクティブ型	キャピタル日本株式ファンドつみたて （適格機関投資家用）	主として日本の株式に投資を行い、資産の中長期的な成長を目指します。企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄選定を行います。	キャピタル・ インターナショナル 株式会社
世界株式型	ニッセイ全世界株式インデックスコレクトSA （適格機関投資家限定）	主として日本を含む世界各国の株式に投資を行い、世界全体の株式市場の動きを捉えた運用を目指します。外国株式、国内株式、新興国株式をMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース）の時価総額の比率にもとづき配分します。 ^(※2) 原則として、為替ヘッジを行いません。	ニッセイ アセットマネジメント 株式会社
世界株式アクティブ型	フィデリティ・世界割安成長株投信Ⅱ （適格機関投資家専用）	主として日本を含む世界各国の株式に投資を行い、資産の中長期的な成長を目指します。企業の長期的な成長と株価の割安度に着目して銘柄選択を行います。原則として、為替ヘッジを行いません。	フィデリティ投信 株式会社

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	運用方針	運用会社
先進国株式型	ニッセイ外国株式インデックスS A (適格機関投資家限定)	主として日本を除く先進国の株式に投資を行い、MSCI コクサイ指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する成果を目指します。原則として、為替ヘッジを行いません。	ニッセイ アセットマネジメント 株式会社
米国株式 アクティブ型	キャピタルICA つみたて (適格機関投資家用)	主として米国の株式に投資を行い、資産の中長期的な成長を目指します。企業の収益成長性や配当に着目して銘柄選定を行います。原則として、為替ヘッジを行いません。	キャピタル・ インターナショナル 株式会社
外国債券型	ニッセイ外国債券 インデックスS A (適格機関投資家限定)	主として日本を除く世界各国の債券に投資を行い、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する成果を目指します。原則として、為替ヘッジを行いません。	ニッセイ アセットマネジメント 株式会社
マネー型	(特に定めません。)	流動性の確保に留意しつつ、円建の預金、短期金融商品を中心に安定的な運用を行います。(*3)	—

(*1) 積立金の移転（スイッチング）は、1 保険年度（契約日または年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日の前日まで）につき 15 回を限度とします。

(*2) 各資産の運用については、以下の指数の動きに連動する成果を目指すインデックス運用を行います。

国内株式	TOPIX（東証株価指数、配当込み）
外国株式	MSCI コクサイ指数（配当込み、円換算ベース）
国内債券	NOMURA-BPI 総合指数
外国債券	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国株式	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

(*3) 資金を一時的に退避させる目的でのご利用を想定しています。諸費用の控除等により積立金が減少することがありますのでご注意ください。

※記載のインデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、当該インデックスの公表元またはその許諾者に帰属します。

※特別勘定には各種支払等に備えて一定の現預金等を保有することがあります。

※特別勘定の主な投資対象となる投資信託、運用方針、運用会社等は将来変更することがあります。

※法令等の改正や効率的な資産運用が困難となった等の特別な事情がある場合には、特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合することや、その特別勘定への積立金の移転（スイッチング）または保険料の繰入れを停止することがあります。

特別勘定資産の評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映します。
- 特別勘定資産の評価方法は、次のとおりです。ただし、この評価方法については、関係法令の改正等により、将来変更することがあります。

	資産	評価方法
(1)	有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産	時価評価
(2)	上記(1)以外の資産	原価法

特別勘定への繰入日

- 保険料から所定の費用を差引いた金額を特別勘定へ繰入れる日は、次のとおりです。

第1回保険料の繰入日	契約日
第2回以後の保険料の繰入日	月単位の契約応当日

※年払契約の場合、毎月、年払保険料を月ごとに分割した月払保険料相当額（月払契約の場合の保険料をいいます。）から所定の費用を差引いた金額を特別勘定へ繰入れます。

特別勘定の主な投資リスク

- 特別勘定資産の運用における主な投資リスクは、次のとおりです。

資産配分リスク	複数の資産に分散投資を行う場合、投資成果の悪い資産に対する配分が大きいき等には、資産価値が減少することがあります。
価格変動リスク	有価証券等の市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	金利水準の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	有価証券等の発行者の経営・財務状況の悪化等により、資産価値が減少することがあります。
為替リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、外交関係の悪化等の要因により、資産価値が減少することがあります。
流動性リスク	市場における売買量の低下により、最適な時期に有価証券等を売買することができず機会損失が生じ、資産価値が減少することがあります。
派生商品（デリバティブ）取引のリスク	先物取引等のデリバティブ取引による運用は、デリバティブ商品と対象資産との間で相関性が低下し、本来の目的を達することができないことで資産価値が減少することがあります。



「契約概要」に記載している特別勘定の資産運用に関する事項は、概要や代表事例を示しています。詳細は「特別勘定のしおり」をご確認ください。

7

諸費用

- この保険にかかる費用は「保険関係費」「運用関係費」の合計となります。
- その他、「解約・減額時にご負担いただく費用（解約控除）」や「年金支払選択時の年金支払期間中にご負担いただく費用（年金管理費）」がかかる場合があります。
- 詳細については、注意喚起情報「お客様にご負担いただく費用」をご確認ください。

8 その他の注意事項

- この保険は生命保険商品であり、預金とは異なります。
- 保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- ご契約後に、基本保険金額の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した特則の適用有無・型の変更をすることはできません。
- ご契約の内容等によっては、払込保険料の累計額が基本保険金額を上回る場合があります。
- 変額払済保険への変更の取扱い（保険料の払込みが困難となった場合等に保険料払込済の変額保険に変更する取扱い）は、2026年1月に開始予定です。2026年1月以前のご契約についても取扱対象となります。
- 申込みの経路（募集代理店等）によっては取扱いできる特約、契約年齢、基本保険金額等が異なる場合があります。

9 引受保険会社

- 引受保険会社は、はなさく生命保険株式会社（日本生命グループ）です。
商 号：はなさく生命保険株式会社
所在地：〒106-6218 東京都港区六本木三丁目二番一号 六本木グランドタワー18 階
- 当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0120-8739-17（通話料無料）

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00

（祝日、12/31～1/3を除く）

はなさく生命ホームページ： <https://www.life8739.co.jp/>

！ 注意喚起情報

ご契約に関する注意事項

この「注意喚起情報」には、**特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。**

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- 現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となることがありますので、十分ご注意ください。
- 保険金の支払事由や保険金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

お客様にご負担いただく費用

- この保険にかかる費用は、次の費用の合計となります。

保険関係費

- 保険関係費とは、お申込みいただいた保険料または積立金から控除される諸費用です。

項目	費用	控除する時期等
①保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	(* 1)	特別勘定への繰入れ (* 2) の際に保険料から控除します。
②特別勘定の管理に必要な費用	各特別勘定の積立金額に対して、年率 0.45%	左記の 365 分の 1 を日々、ユニット価格の計算の過程で控除します。
③基本保険金額の最低保証に必要な費用		
④死亡保障等に必要な費用 (* 3)	(* 1)	契約日始および月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
⑤保険料払込免除に関する費用	保険料に対して、 0.05～0.15% (保険料払込期間に応じます。) (* 4)	特別勘定への繰入れ (* 2) の際に保険料から控除します。

- (* 1) 被保険者の年齢、性別、保険期間等により異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。
- (* 2) 年払契約の場合、毎月、年払保険料を月ごとに分割した月払保険料相当額 (月払契約の場合の保険料をいいます。) を特別勘定へ繰入れます。
- (* 3) 保険契約の維持に必要な費用の一部を含みます。
- (* 4) このほか、保険料払込免除特約を付加した場合は、特約による保険料払込免除に関する費用 (* 1) を保険料から控除します。(特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用は行いません。)

運用関係費

特別勘定の名称	費用（信託報酬）	控除する時期等
	特別勘定の投資対象となる 投資信託の純資産総額に対して	
バランス50型	年率 0.16500% (税抜 0.1500%)	特別勘定の投資 対象となる投資 信託の純資産総 額から毎日控除 します。
バランス70型	年率 0.16500% (税抜 0.1500%)	
国内株式型	年率 0.08250% (税抜 0.0750%)	
国内株式アクティブ型	年率 0.68750% (税抜 0.6250%)	
世界株式型	年率 0.06325% (税抜 0.0575%)	
世界株式アクティブ型	年率 0.74800% (税抜 0.6800%)	
先進国株式型	年率 0.07150% (税抜 0.0650%)	
米国株式アクティブ型	年率 0.57750% (税抜 0.5250%)	
外国債券型	年率 0.07150% (税抜 0.0650%)	
マネー型	金利情勢、投資対象となる短期 金融商品によって変動します。	

※運用関係費には、信託報酬のほか信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用が含まれますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されます。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することになります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

解約・減額時にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
解約控除	解約日または減額日における保険料の払込年月数（＊）が10年未満の場合に、基本保険金額またはその減額分に対して、保険料の払込年月数により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

※保険料の払込年月数（＊）が10年未満の場合は、変額払済保険への変更時にも、変更後のご契約の原資となる解約払戻金の計算の際に解約控除がかかります。

※解約控除額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数等により異なるため、具体的な金額を表示することができません。

（＊）年払の場合は、保険料の払込年月数と経過年月数のいずれか短い年月数となります。

年金支払選択時の年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
年金管理費	毎年お支払いする年金額に対して 1.0%	毎年の年金の支払基準日に責任準備金から控除します。

※年金管理費は将来変更となる場合があります。

投資リスクについて

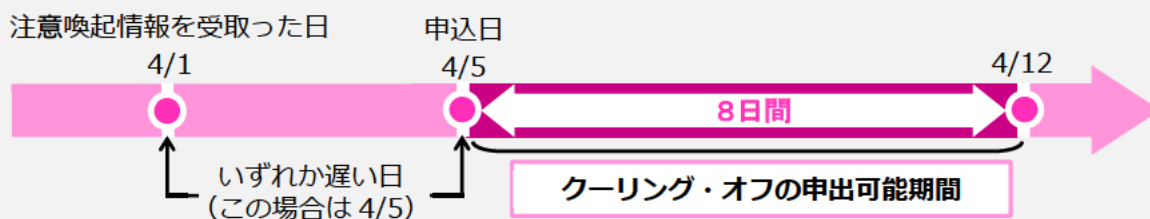
- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額および解約払戻金額等が変動（増減）するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産は、主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されるため、この保険には資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替リスク、カントリーリスク、流動性リスク、派生商品（デリバティブ）取引のリスク等があります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、**満期保険金額、解約払戻金額等が、払込保険料の累計額を下回る場合があります、契約者に損失が生じるおそれがあります。（満期保険金額および解約払戻金額に最低保証はありません。）**
- これらの投資リスクはすべて契約者に帰属します。特別勘定資産の運用成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人（募集代理店を含みます。）等の第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 契約者をご契約後に保険料の繰入割合の変更または積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクが異なることがあります。
- 資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

1

クーリング・オフ制度

保険契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

クーリング・オフ<例>



■ クーリング・オフを行った場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。

■ 次のいずれかの方法で、クーリング・オフの申出可能期間内にお申出ください。

●書面による場合

書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。期間内（8日以内の消印有効）に、はなさく生命保険株式会社あてに送付してください。

【記載事項】

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| ① 申込みの撤回等をする旨 | ④ 申込者または契約者の住所・電話番号 |
| ② 申込みの撤回等をする理由（任意） | ⑤ 申込者または契約者の氏名（自署） |
| ③ 証券番号（生命保険契約申込書（お客様控）の右上に記載） | |

【書面の送付先】

〒100-8691 日本郵便（株）銀座郵便局 私書箱52号
はなさく生命保険株式会社 クーリング・オフ受付担当 行

●電磁的記録による場合

当社では主たる窓口として、はなさく生命ホームページをご案内しています。期間内（8日以内）に、はなさく生命ホームページに記載の手順に沿って必要事項をご入力の上、お申出ください。

2

健康状態等の告知義務

健康状態等についてありのままを告知してください。

告知義務について

- **契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。**
- **告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、告知書^(※1)で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
なお、告知いただいた内容（傷病歴・通院事実等）により、後日追加の詳しい告知等が必要になることがあります。
(※1) 情報端末上の告知画面を含みます。
- **生命保険募集人^(※2)には告知を受ける権限がありません。**
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。
(※2) 募集代理店を含みます。
- **傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けできる場合があります。**
なお、特別な条件^(※3)をつけてお引受けする場合^(※4)や、お断りする場合もあります。
(※3) 特別な条件は次のとおりです。
 - ・ 保険金を削減して支払う（保険金削減支払法）
 - ・ 特定の高度障害状態を保障しない（特定高度障害状態不担保法）
 - ・ 特定の身体部位や傷病を保障しない（特定部位・傷病不担保法）(※4) この場合には、「特別条件のご案内」をご提供します。このご案内で示した条件をご了解いただければ、当社の承諾により保険契約は成立します。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- **契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。**
なお、責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由等が責任開始日から2年以内に発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
- **保険契約または特約を解除した場合、保険金の支払事由等に該当していても、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができませんことがあります。**この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。この場合、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

3

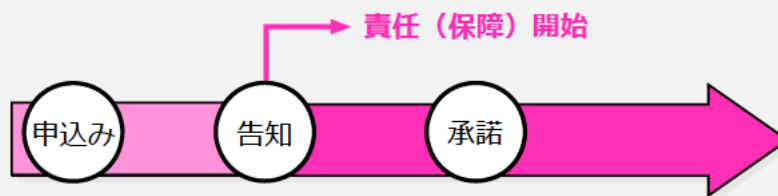
責任開始（保障の開始）

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任（保障）を開始します。

- 保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾した場合に成立します。

責任開始（保障の開始）＜例＞

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。



※申込みが告知より遅い場合には、申込みが完了した時から責任（保障）を開始します。

- 生命保険募集人^(*)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。

（*）募集代理店を含みます。

4

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

- 解約・減額した保険契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 現在加入している保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利等を失う場合があります。
- 新しい保険契約については、一般の保険契約の申込みと同様、健康状態等を告知する義務があります。
そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。
また、新しい保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
詳しくは **2** 健康状態等の告知義務 をご確認ください。
- 新しい保険契約については、責任開始日から3年以内の自殺の場合や、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合等には、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

5

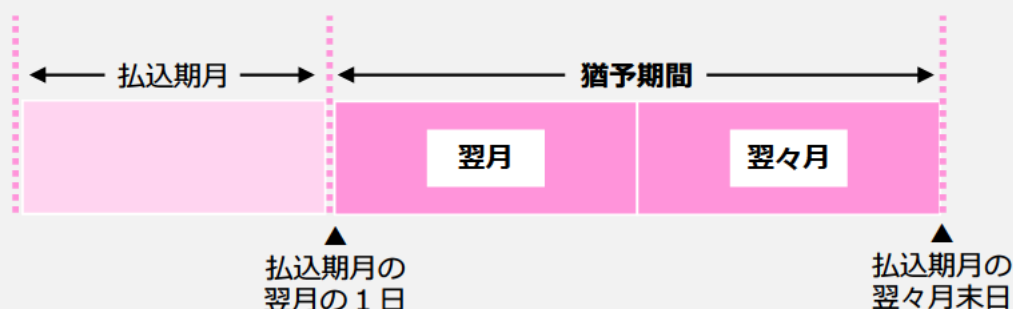
保険料の払込みがない場合等の取扱い

保険料は払込期月内にお払込みください。猶予期間内に払込みがない場合は、保険契約は消滅します。（消滅した保険契約を元に戻すことはできません。）

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、**猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。**

猶予期間のイメージ

保険料の払込みの猶予期間は、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの期間です。



- 保険契約が消滅した場合で、解約払戻金があるときは、契約者は猶予期間満了日における解約払戻金を請求することができます。
- この保険には、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについて携帯電話番号を宛先とするメッセージサービスや郵送等によりお知らせします。そのため、当社にご登録いただいた通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。

6

保険金等の請求

保険金の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社にご連絡ください。

上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 保険金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の請求に関する当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。なお、指定代理請求人は請求時において所定の範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

7

保険金等をお支払いできない場合

保険金等をお支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

■ **支払事由に該当しない場合**

責任開始時前に生じた傷病を原因として所定の高度障害状態になったとき 等

■ **免責事由に該当した場合**

- 責任開始日から3年以内の自殺
- 契約者・死亡保険金受取人の故意により死亡したとき
- 契約者・被保険者の故意により所定の高度障害状態になったとき 等

■ **告知義務違反により、保険契約または特約が解除された場合**

■ 詐欺や保険金の不法取得目的をもって保険契約の締結が行われ、保険契約または特約が取消・無効とされた場合

■ 保険金等を詐取する目的で事故を招いたときや、**契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等**、重大事由により、保険契約または特約が解除された場合

■ **保険料の払込みがなく、保険契約が消滅した場合**

■ **保険料払込免除特約について、責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合**

※上記に該当する場合でも、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除の対象となる場合があります（責任開始時前に生じた疾病を原因として所定の高度障害状態になった場合であっても、その疾病について正しい告知があったときや、病院への受診歴等がなくその疾病による症状について認識や自覚がないとき等）。

8

解約と解約払戻金

解約払戻金額は払込保険料の累計額を下回る場合があります。

- お申込みいただいた保険料は預金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。
- この商品の解約払戻金額^(※1)は、特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。
(※1) 契約年齢、性別、経過年数等によって異なります。
- 解約払戻金額は、解約に必要な書類を当社が受付けた日の翌営業日（解約日）の積立金額を基準に計算します。ただし、解約日における保険料の払込年月数^(※2)が10年未満の場合は、積立金額から解約控除額^(※3)を差引きます。
(※2) 年払の場合は、保険料の払込年月数と経過年月数のいずれか短い年月数となります。
(※3) 解約控除額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数等により異なります。
- **解約払戻金額は、払込保険料の累計額を下回る場合があります。(最低保証はありません。)**特に、ご契約後短期間で解約をされたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 特約については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

9

特別勘定

この商品では特別勘定による資産運用を行います。

- 特別勘定の種類、運用方針、評価方法等に関する事項については、「契約概要」の **6** 特別勘定 をご確認ください。
- 資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」をご確認ください。

10

天災、戦争その他の変乱等の突発的な異常事態が発生した場合

天災、戦争その他の変乱等の突発的な異常事態により、特別勘定資産の正常な評価ができなくなったときは、一部のお手続きについて延期や停止等を行うことがあります。

11

借入を前提とした申込み

借入金を払込保険料に充当することを前提とした申込みはお取扱いいたしません。

- 保険料を借入金で調達した場合、特別勘定の運用実績によっては、解約払戻金等が借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難になることがあります。このため、借入金を払込保険料に充当することを前提とした申込みはお取扱いいたしません。

主な税務の取扱いについてご確認ください。

- お払込みいただいた保険料は一般生命保険料控除の対象となります。一般生命保険料控除は受取人が本人または配偶者その他の親族の場合に適用されます。
- 死亡保険金、満期保険金の受取りにあたっては、契約者・被保険者・受取人の関係によって、相続税、所得税（一時所得）^(*)・住民税、贈与税のいずれかが課税されます。

●死亡保険金

ご契約内容	例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得） ^(*) ・住民税
契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

●満期保険金

ご契約内容	例		税の種類
	契約者	受取人	
契約者と受取人が同一人の場合	本人	本人	所得税（一時所得） ^(*) ・住民税
契約者と受取人が異なる場合	本人	配偶者または子	贈与税

- 高度障害保険金、障害・介護保険金、リビング・ニーズ保険金は、受取人が被保険者の場合には全額非課税となります。
- 解約払戻金の受取りにあたっては、解約払戻金額が必要経費（払込保険料の累計額）を上回り、差益が発生した場合、所得税（一時所得）^(*)・住民税が課税されます。
- 年金支払を選択した場合、年金支払開始時に、契約者と年金受取人が同一人の場合は所得税（一時所得）^(*)・住民税、契約者と年金受取人が異なる場合は贈与税の対象となります。また、毎年の年金の受取りにあたっては、所得税（雑所得）^(*)・住民税の対象となります。

（*）所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます（2024年10月現在）。

※詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。税務の取扱いについては2024年10月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しており、今後、税務の取扱いが変わる場合もあります。個別の税務の取扱いについては、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

13

確認担当者による申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等の確認

当社の確認担当者（当社が委託した確認担当者を含みます。）が、申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等を確認することがあります。

14

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により保険金額等が削減されることがあります。

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

**当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、
はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。**

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0120-8739-17（通話料無料）

受付時間 月～土曜日 9：00～18：00
（祝日、12／31～1／3を除く）

はなさく生命ホームページ：<https://www.life8739.co.jp/>

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページ：<https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

はなさく生命は、お客様の利便性向上のため、インターネット上で閲覧するWeb版「ご契約のしおり・約款」を推奨しています。

Web版「ご契約のしおり・約款」の特長

保管不要

冊子のように保管する必要がなく、紛失の心配もありません。

どこでも閲覧

インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。

簡単に検索

読みやすいサイズに文字を拡大したり、読みたい箇所を検索したりできます。

Web版「ご契約のしおり・約款」の閲覧方法

STEP 1

次のいずれかの方法で
当社ホームページに
アクセス

スマートフォン等で
QRコードを
読み取ってください。



URL <https://www.life8739.co.jp/customer/shiori>

「はなさく生命 約款」で検索してください。

はなさく生命 約款

検索

STEP 2

該当する
「ご契約のしおり・約款」
をクリック

ご契約の「商品名」と
保険証券に記載の
「ご契約のしおり・約款番号」を
ご確認のうえ、ご覧ください。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

※お申込みの際に冊子版の「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、募集代理店またははなさく生命お客様コンタクトセンターにお申出ください。

※ご契約後に冊子版の「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、はなさく生命お客様コンタクトセンターまでお申出ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

[募集代理店]

[引受保険会社]

はなさく生命保険株式会社

<お客様コンタクトセンター>

はなさく いーな
 **0120-8739-17** (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

<ホームページ>

<https://www.life8739.co.jp/> はなさく生命 検索

※はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種手続きができます。